

[事案 2023-289] 契約内容変更等請求

・令和6年8月30日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の説明不備を理由に、契約内容の変更等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成23年10月に、被保険者を長女とする養老保険、被保険者を次女とする養老保険および被保険者を長男とする養老保険を契約したが（満期保険金受取人はいずれも申立人）、以下の理由により、満期保険金受取人を被保険者である子供に変更してほしい。または、各契約を無効にしてほしい。

- (1)募集人が、自分の職場の歯科クリニックに頻繁に訪問してきたため契約したが、契約内容の説明不備による契約であった。
- (2)仕事柄、自分自身に保険をかけることはあっても、子供たちに保険をかけることはしない。せめて満期保険金受取人を被保険者である子供に変更してほしい。

<保険会社の主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)約款上、保険金受取人変更は、保険金の支払事由が発生するまでに限って可能となっており、各契約はいずれもすでに満期を迎え、満期保険金の支払事由が発生している。また、約款上、保険金受取人は、保険金を受け取るべき権利を他人に譲渡することはできないとされている。
- (2)本裁定申立前、申立人は、満期保険金受取人を子に変更し、贈与税が非課税となる形で子供にお金を渡すことを希望していたが、満期保険金受取人を子供に変更することによって、保険料負担者と満期保険金受取人が異なることになり、贈与税が課税される形態になるため、申立人の希望する結果が得られるかどうか疑問がある。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、契約時の状況等を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。